

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 （独立行政法人農林漁業信用基金）		
税 目	登録免許税（措法 78 の 3②二）		
要 望 の 内 容	<p>・ 適用期限の 2 年延長</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記の税率の軽減措置（本則 4/1,000→1/1,000）の適用期限を延長（2 年）。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲1,400百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用基金は、信用力の脆弱な林業者・木材産業者等の信用力を補完し、融資機関から融資を受ける際の資金の円滑な融通を図ることにより、林業・木材産業の経営改善を推進することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「補助から融資」への政策転換の中で、信用基金が行う債務保証は、林業者等の信用力を補完し、経営展開のために必要な資金の融通を円滑にする措置として益々必要性が高まっており、林業・木材産業の経営改善に大きく貢献するものである。</p> <p>森林・林業基本計画(平成 18 年 9 月閣議決定)に基づく「林業の持続的かつ健全な発展」や「林産物の供給及び利用の確保」等の施策の実現、平成 21 年 12 月に策定された「森林・林業再生プラン」において、10 年後の国産材の自給率を 50%以上とする目標が定められたところであり、このためには経営改善に取り組む林業者等への必要な資金の融通に関する措置を講じることが重要な政策手段である。</p> <p>資金の融通の円滑化を図るためには、信用力の脆弱な林業者等が融資を受けの際、信用基金の保証によりその信用力を補完することが必要である。</p> <p>信用基金の保証を受けるための担保設定にかかる登録免許税の軽減措置を講じることが、厳しい状況にある林業者等の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。</p>		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p>												
		政策の達成目標	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証実績を目安として信用補完を実施することにより、「森林・林業基本計画」の実現に向け着実に施策を展開していく。												
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）												
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。												
	有効性	政策目標の達成状況	<p>林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、債務保証の引受実績としては以下のとおり。</p> <p>農林漁業信用基金の債務保証の引受実績 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>431</td> <td>397</td> <td>398</td> <td>363</td> <td>531</td> </tr> </tbody> </table>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	保証実績	431	397	398	363	531
			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度								
	保証実績	431	397	398	363	531									
	要望の措置の適用見込み	平成23年度 22件													
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により林業者等の資金融通の円滑化が図られ、経営の改善に対する一定の貢献が見込まれる。												
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし													

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>林業者等が経営改善のために必要とする資金を円滑に供給するためには、林業者等に過度の負担を与えることなく信用力を補完するため、抵当権の設定登記に係る税率の軽減措置を講じることが不可欠である。</p> <p>また、信用基金は国等の出資を受けて信用力の脆弱な林業者等が融資を受ける際にその信用力を補完し、資金融通の円滑化を図ることにより林業者等の経営改善に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本措置は、公的保証機関である信用基金が債務保証を行う際、担保設定が必要な林業者等の負担をできる限り軽減し、資金融通を円滑にするという目的で創設されたものであり、本措置を講じることにより、林業・木材産業の経営改善を推進することに資するものである。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 949 1214 1111"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>1,776</td> <td>1,647</td> <td>1,894</td> </tr> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(本措置は、信用力の脆弱な林業者等全体を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。)</p>	年度	H19	H20	H21	対象者数	1,776	1,647	1,894	適用事業者数	23	17	24	減収額	3	2	2
	年度	H19	H20	H21															
	対象者数	1,776	1,647	1,894															
	適用事業者数	23	17	24															
減収額	3	2	2																
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により林業者等の資金融通の円滑化が図られ、林業・木材産業の経営改善に対する一定の貢献が見込まれる。</p>																	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>要望の内容の性格上、要望の達成目標を明示することが困難なため、前回要望時において達成目標は示していない。</p>																	
	<p>前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>同上</p>																	
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和48年度に制度創設以来、2年ごとに延長を要望。</p>																